

乗り継ぎ料金調整について

通行止め区間（乗継指定 IC 間）を一般道にう回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路料金が割高にならないよう所定の方法により料金の調整をおこなっております。

《ETC をご利用のお客さま》

ETC をご利用のお客さまは、一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。（『高速道路通行止め乗継証明書』の入手は不要です。クレジットカード会社等からの料金請求時に料金の調整がされます。）

《ETC 以外でご利用のお客さま（現金等ご利用のお客さま）》

通行止めにより高速道路を一旦流出する IC でお渡しする『高速道路通行止め乗継証明書』を乗り継ぎ後の最初の出口 IC で、係員にお渡しください。

●乗継指定 IC のご案内

道路名	通行止め区間	乗継指定 IC	
		流出指定 IC ※1 (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC ※2
東 海 北 陸 道	(上り線) 飛驒清見 IC → 荘川 IC	【東海北陸道】 飛驒清見 IC 白川郷 IC	【東海北陸道】 荘川 IC → ひるがの高原スマート IC ※3 高鷲 IC 白鳥 IC
	(下り線) 荘川 IC → 飛驒清見 IC	【東海北陸道】 荘川 IC ひるがの高原スマート IC ※3 高鷲 IC	【東海北陸道】 飛驒清見 IC 白川郷 IC → 五箇山 IC 富山 IC

※1 24 時間以内に再流入指定 IC で乗り継いでください。

※2 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、流出した IC または進行方向上の他の流出指定 IC で再流入されても料金の調整をおこないません。

※3 ETC のお客さまのみご利用可能。